

○事務局 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第153回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は1つです。議題1「個人情報保護法施行規則の一部改正規則案及び個人情報保護法ガイドラインの一部改正案について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 議題1について、資料1に基づき御説明申し上げます。

まず、今回の個人情報保護法施行規則及び個人情報保護法ガイドラインの一部改正の背景について御説明申し上げます。

昨年の国会において、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立いたしました。この法律の中におきましては、健康保険の被保険者についてのオンライン資格確認の方法が法定化されるとともに、個人単位化する被保険者番号について、個人情報保護の観点から健康保険事業の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制限」の規定が整備されました。

この法律が施行されますと、保健医療機関等を訪れた患者さんは、従来どおりの被保険者証を提示する方法に加え、マイナンバーカードに格納された電子証明書を活用したオンラインによる電子的な方法での資格確認を行うことが可能になり、また、医療機関や薬局においては、資格過誤請求の防止や事務コストの削減が期待されています。

また、今般追加されました告知要求制限に関する規定におきましては、これまで法律上の定義が設けられておりませんでした被保険者証に記載の保険者や事業者、被保険者を表す記号や番号について、法律上の定義が設けられることになりました。

今回の個人情報保護法施行規則及び個人情報保護法ガイドラインの一部改正は、この定義規定の新設に伴い、必要な規定の整備、ハネ改正を行うものとなります。

次に、御審議いただきたい「個人情報保護法施行規則の一部改正規則案及び個人情報保護法ガイドラインの一部改正案」による改正概要について御説明申し上げます。

個人情報保護法の平成27年改正により、事業者が個人情報該当性の判断を迷わないように、「個人識別符号」がそれ単体で個人情報に該当するものとして導入されました。

現行の個人情報保護法施行規則におきまして、改正前の国民健康保険法等の施行規則に規定されている「被保険者証」などに記載されている記号、番号等が個人識別符号として規定されております。

今般、改正法による改正後の国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法におきまして、それぞれ「保険者番号」、「被保険者等記号・番号」等の用語に関する定義規定が新設されたことに伴い、当該規定を含む改正法の一部が本年10月1日に施行されるのに合わせて、個人情報保護法施行規則第3条及び第4条の規定を改正する必要が生じたものでございます。

また、個人情報保護法施行規則の改正に併せまして、施行規則の該当条文を引用しております個人情報保護法ガイドライン（通則編）につきましても、施行規則の改正を反映させる修正を行う必要がございます。

なお、今回の改正につきましては、行政手続法第39条第4項第8号に基づき、「他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理」に該当するものとして、本件に係る意見募集手続は予定してございません。

御審議の上、個人情報保護法施行規則の一部改正規則案及び個人情報保護法ガイドラインの一部改正案について御承認をいただけましたら、公布・施行する予定でございます。

説明は以上です。よろしく願い申し上げます。

○丹野委員長 概要の説明をありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

加藤委員、お願いいたします。

○加藤委員 今後、行政サービスのデジタル化が喫緊の課題となっていますなか、今回の健康保険に関するオンラインでの資格確認のような施策の必要性は今後も増えていくと考えられます。委員会としても個人情報保護の観点から、こうした動きを注視していくことが必要だと考えています。

今回の施行規則やガイドラインの改正自体については、他法令の改正で規定ぶりに変更があったことを踏まえ、形式的な改正であるということもありますので、事務局からの説明どおりでよいと考えております。

以上になります。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたかございますか。

他には特段、御意見がないようですので、本件は承認ということで、以後、技術的修正が生じた場合については私に御一任いただいた上で、官報掲載等の所要の手続を進めたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○丹野委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局において所要の手続を進めてください。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料につきましては、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

○丹野委員長 ありがとうございます。それでは、そのように取り扱います。

それでは、本日の会議は閉会といたします。